

[別添 1：持続化給付金申請要領 中小法人等向け\(5月1日版\).pdf](#)

[別添 2：持続化給付金申請要領 個人事業者等向け\(5月1日版\).pdf](#)

[別添 3：持続化給付金申請要領における主な修正点.pdf](#)

本日、特設HPが開設し持続化給付金の申請が開始されました。

申請希望の方は申請要領をご確認の上、お手続きください。なお申請方法は原則電子申請となっておりますが、ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために後日「申請サポート会場」が開設される予定です。

(時期未定のため特設HPを参照してください)

※現在アクセスが集中しエラーとなる場合があります。その際は時間をおいて手続きするなど対応をお願いします。

(持続化給付金特設HP) <https://www.jizokuka-kyufu.jp/>